

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第625号)

平成21年11月6日

横 情 審 答 申 第 625 号
平 成 21 年 11 月 6 日

横浜市会議長

川 口 正 寿 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年8月28日市会庶第718号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「 条例制定時から申立日迄の間の異ギ申立理由を原因とする却下の答申に基
づき、実施機関が却下の決定をした決定文書のすべて 同上の答申のとおり、
却下以外の決定をした決定文書のすべて」の非開示決定に対する異議申立てにつ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「 条例制定時から申立日迄の間の異ギ申立理由を原因とする却下の答申に基づき、実施機関が却下の決定をした決定文書のすべて 同上の答申のとおり、却下以外の決定をした決定文書のすべて」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「 条例制定時から申立日迄の間の異ギ申立理由を原因とする却下の答申に基づき、実施機関が却下の決定をした決定文書のすべて 同上の答申のとおり、却下以外の決定をした決定文書のすべて」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市会議長（以下「実施機関」という。）が平成20年6月3日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）に対し、氏名、住所及び印影を除き全部の開示を求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

当実施機関は、条例の制定日から本件請求の日までの間に、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から、異議申立理由が不備であるため異議申立てを却下すべきとした答申を受けておらず、当該答申に基づく却下又は却下以外の決定もしていない。したがって、本件申立文書は作成しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に基づき非開示決定を行った。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

なぜ、作成・取得、保存していないのか、その理由が付記されていないから、文書不存在に対する異議申立理由を具体的かつ適切に述べることができない。

横浜市の全実施機関は異常な情報公開制度の運用を行っている。市民活力推進局市

民情報室が各専決権者に対し、請求対象文書の特定から処分に至るまで具体的指示を出し、行政処分内容に干渉し専決権を侵害している。

審査会は、実施機関の違法・不当を見て見ぬふりして（理由付記なき答申、名儀貸答申や口頭意見陳述の拒否など）、一方異議申立権を厳格に解釈し、その運用を求める答申（横浜市平成20年5月9日付第542号）は審査会設置目的を逸脱した公正・公平性を欠く答申であるが、その悪しき前例として明確な異議申立理由を記載しなければ却下処分をし、諮問手続をとらない実施機関が出現するおそれがあるから、異議申立権の権利保全のためにも、処分理由の付記は必要不可欠である。

文書の存否は、情報公開制度上の最重要事項である。ゆえに、不存在原因を適正手続きで検証し、その検証過程を理由付記にして、処分通知書の処分理由として記載する義務を負っているのである。

再決定の文言も意味不明で何を云っているのかわからない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件請求は、開示請求書に「 条例制定時から申立日迄の間の異ギ申立理由を原因とする却下の答申に基づき、実施機関が却下の決定をした決定文書のすべて同上の答申のとおり、却下以外の決定をした決定文書のすべて」と記載してなされたものである。

本件請求の趣旨は、条例の制定日である平成12年2月25日から本件請求の日である平成20年5月15日まで（以下「対象期間」という。）の間に当審査会が行った、異議申立てに係る諮問に対する答申のうち、異議申立書中の異議申立ての理由の記載が不備であるために、当該異議申立ては不適法であり却下すべきとの判断を示した答申（以下「対象答申」という。）に基づき、実施機関が却下又は却下以外の決定をした決定文書のすべてを請求しているものと解される。

(2) 本件処分の妥当性について

本件請求に対し、実施機関は、対象期間中に対象答申を受けたことはなく、対象答申に基づく決定をしていないため、対象答申に基づき却下又は却下以外の決定をした決定文書は存在しないとして、非開示の決定を行ったものである。

当審査会において調査したところ、当審査会による対象期間中の対象答申は、横浜市教育委員会に対する平成20年5月9日付答申第542号のみであり、本件の実施機関である横浜市会議長に対するものは存在しない。そのため、対象期間中の対象

答申に基づき却下又は却下以外の決定をした決定文書が存在しないとの実施機関の説明は是認できる。

(3) 結論

以上のとおり、本件請求に対し、実施機関が、本件申立文書が存在しないため非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年8月28日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年9月10日 (第133回第二部会) 平成20年9月11日 (第131回第一部会) 平成20年9月16日 (第66回第三部会)	・諮問の報告
平成20年10月3日 (第67回第三部会)	・審議
平成20年11月7日 (第69回第三部会)	・審議
平成21年9月4日 (第86回第三部会)	・審議
平成21年10月2日 (第87回第三部会)	・審議
平成21年10月16日 (第88回第三部会)	・審議